

別記一

詳啓

- 一 事業不振にて人負整理の已むべきに至り、債権者貴殿も本日限り
- (九月九日)解雇致す事下致し奉り候
- 二 給料は精算を九月十五日午後四時より五時迄の間下支払ます
- 三 豫借手当は九月十五日給料と同時に支払ます
- 四 借金等は速て返納致し奉ります
- 五 支取場所は才三二場事務所下様へ
- 六 支取人存人直接
- 七 在解雇時通和申上す

昭和七年九月八日

東京市大塚町桐谷六。五番地

極希硬質硝子工業所

殿

決議

吾等は今回の不幸解雇に絶対反対である表に組合の公認の甘言を以て裏に及ぶを恐るゝの誠に入道と異視せる今回の解雇に就るは再び反対であるべし。吾等は解雇者の即時復職を容れられんば吾等は最後の手段とせざる事と宣言すものである

昭和七年九月十日